

大阪市旭区役所

呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置及び広告掲載業務事業者
募集要項

令和8年3月

大阪市旭区役所

大阪市旭区役所呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置 及び広告掲載業務事業者募集要項

民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称
大阪市旭区役所
- (2) 住所
大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番17号
- (3) 利用時間
月曜日～木曜日・第 4 日曜日：午前 9 時～午後 5 時30分
金曜日：午前 9 時～午後 7 時
その他臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等）
※土曜日・上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁
- (4) 来庁者数
約 1,100人／日（推定）

2 募集内容

- (1) 業務名称
大阪市旭区役所呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置及び広告掲載業務
- (2) 業務内容
別紙 1「大阪市旭区役所呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり
- (3) 設置場所
大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番17号
大阪市旭区役所
- (4) 設置事業者の施設使用形態
設置事業者は、業務実施にかかる機器等の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。
- (5) 使用許可の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までとします。
令和 9 年 4 月 1 日以降、継続して使用しようとする場合は、当初本市が設定した募集条件を変更しないことを前提として、当初使用許可の日から 5 年を超えない

範囲で更新することができます。

更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。

また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。

(6) 使用料

価格提案にて決定します。

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格を持って使用料とします。また、設置事業者として決定し、使用料を徴収する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

(7) 最低使用料

50,000円（税抜き・月額）

3 掲載できない広告

大阪市旭区役所行政財産広告掲出要領第2条の各号に該当するもの。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (2) 広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する業務について、申込書の提出日時点において3年以上の実績を有すること。
- (3) 申込書の提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (7) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

5 価格提案参加申込方法等

(1) 申込受付期間

公告の日～令和8年3月18日（水）

本市の休日を除く毎日、午前9時～午後5時30分（ただし、午後0時15分～午後1時を除く）

- (2) 申込受付場所
大阪市旭区大宮1丁目1番17号 大阪市旭区役所総務課（3階32番窓口）
- (3) 申込みに必要な書類
- ア 参加申込書兼誓約書【様式1】
 - イ 誓約書【様式2】
 - ウ 印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）（原本）
 - エ 現在事項証明書の写し
 - ※ ウ・エについては、発行後3か月以内のものに限ります。
 - オ 国税及び大阪市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の未納の税額がないことの証明書の写し（直近の年度のもの）
 - ※ 国税は納税証明書（納税証明書その3もしくはその3の3）に限る。
 - カ 事業概要（様式自由。会社パンフレットなど事業内容が確認できるもの。）
 - キ 設置予定機器の仕様書（サイズ、重量や募集業務の仕様内容を満たすものと判断できるもの）
 - ※上記ウ・エ・オについて、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）において「04：映画等制作・広告・催事、印刷-02：広告代行」のうち、「01：総合広告代行」又は「02：各種広告企画」の種目で登録されている者は、提出を省略することができます。
- (4) 申込みの手続き
受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
（郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。）

6 質疑書の提出

- (1) 質疑書受付期間
公告の日～令和8年3月11日（水）
本市の休日を除く午前9時～午後5時30分（ただし、午後0時15分～午後1時を除く）
- (2) 質疑書の提出方法
所定様式の質疑書【様式3】を持参、FAXまたは電子メールにて提出してください（FAX、電子メールで提出の場合は、送信後に必ず電話にて連絡すること）。
送信先メールアドレス：tp0001@city.osaka.lg.jp
※ 件名は次のとおりとしてください。
「【質問事項】大阪市旭区役所呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置及び広告掲載業務」
- (3) 回答方法
令和8年3月13日（金）に大阪市旭区役所のホームページに掲載します。
ただし、質問がない場合は掲載しません。

7 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和8年3月23日（月） 午前10時00分から午前10時30分

審査：令和5年3月23日（月） 午前10時30分から

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市旭区大宮1丁目1番17号

大阪市旭区役所3階 第2・3会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

価格提案書【様式4】

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状【様式5】を合わせて提出してください。

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。なお、提案は代理人名で代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。

※ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって使用料とします。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募資格者立会いのものと行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの。

イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 指定の日時まで提出しなかったもの。

エ 応募資格者の記名押印がないもの。

オ 本市が指定した価格提案書を用いていないもの。

- カ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - キ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
 - ク 他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
 - ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
 - コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - サ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」の記載のないもの。
 - シ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
 - ス その他価格提案に関する条件に違反したもの。
- (9) 設置予定事業者の決定
- 設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。
- なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。
- (10) くじによる設置予定事業者の決定
- 最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者(価格審査事務に関係のない職員)が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。
- (11) 審査結果の公表
- 設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。
- また、設置予定事業者名及び決定金額は旭区役所のホームページに後日掲載します。
- (12) 価格提案審査の中止又は延期
- 不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります

8 設置予定事業者の手続き

- (1) 設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、行政財産使用許可申請書を提出していただきます。また、広告掲出にあたり広告掲出申込書を提出していただきます。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。
- (2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

9 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

10 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。
- (2) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。
- (3) 機器の使用にかかる電気使用料については、本市の負担とします。

11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項及び広告媒体仕様書を熟読し、疑義があればよく質し、これを了知のうえ価格提案に臨んでください。
- (2) 応募者は、設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 納付期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期間までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入していただきます。
- (4) 本市に納付済みの使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (5) 広告放映にあたっては、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市旭区広報紙にかかる広告掲載要領」、「大阪市旭区役所行政財産広告掲出要領」を遵守し、事前に区役所の承認を得た上で放映してください。
- (6) モニター等には「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示をしてください。
- (7) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度本市担当者と協議してください。

12 募集に関する問い合わせ先

大阪市旭区役所総務課（担当：橋本、吉田）

大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号（旭区役所 3 階 32 番窓口）

電話：06-6957-9625

FAX：06-6952-3247

設置までのスケジュール

